

筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 1 3 6 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人に対する下記 3 の通知を、同法第 1 3 6 条第 2 項の規定により準用する同法第 1 3 3 条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 9 月 1 5 日

京都地方法務局筆界特定登記官

記

1 筆界特定の手続の表示

手続番号	令和 8 年第 3 6 号
対象土地	京都市下京区木屋町通上ノ口下る富浜町 1 8 4 番 2
	京都市下京区木屋町通上ノ口下る富浜町 1 8 4 番 1 4
手続番号	令和 8 年第 3 7 号
対象土地	京都市下京区木屋町通上ノ口下る富浜町 1 8 4 番 2
	京都市下京区木屋町通上ノ口下る富浜町 1 8 4 番 1 5
手続番号	令和 8 年第 3 8 号
対象土地	京都市下京区木屋町通上ノ口下る富浜町 1 8 4 番 2
	京都市下京区木屋町通上ノ口下る富浜町 1 8 4 番 1 6
手続番号	令和 8 年第 4 1 号
対象土地	京都市下京区木屋町通上ノ口下る富浜町 1 8 4 番 1 6

京都市下京区木屋町通上ノ口下る富浜
町 1 8 4 番 1 5

2 関係人の氏名又は名称
小槌重数

3 通知をすべき事項

- (1) 筆界特定の手続に係る実地調査の実施の通知
- (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に
交付する。